

# 個別 乙津寺涅槃の靈廟規約

## ■管理・運営について

- ① 涅槃の靈廟（以下、当靈廟）の管理・運営は、乙津寺（以下、当寺）が行います。
- ② 当靈廟に関する法要・儀式は、原則として当寺が執行します。

## ■申し込みについて

- ① ご遺骨での申し込み、生前申し込み共に受け付けます。
- ② 納骨・永代供養を希望する方は、当規約をご承諾の上申込用紙を提出して下さい。
- ③ 生前申し込の場合は連絡人が必要です。連絡人は、申込者のご逝去に際し速やかに当寺に連絡していただく事が主な役割です。できるだけ身近な人を選んでください。（事情により複数の連絡人を求める場合があります。）
- ④ 本人および連絡人の住所などに移動があった場合は速やかに届け出てください。連絡人は変更することができません。
- ⑤ 国籍や宗旨・宗派を問いません。  
（但し、暴力団関係者など当寺が相応しくないと判断した場合はお断りする事があります。）

## ■納骨・永代供養・法要について

- ① 合祀納骨または個別納骨を選ぶことができます。
- ② 個別納骨されたご遺骨は13回忌後に合祀します。生前申し込みを含む場合は最後に納骨された方の13回忌後に一緒に合祀します。
- ③ 個別納骨は個別永代供養申込書記載の靈位に限ります。（結縁者含む）後から追加申し込みする事はできません。
- ④ 納骨は随時受け付けます。（納骨に際しては火葬許可証または改葬許可証が必要です）
- ⑤ 当靈廟には火葬した人骨のみ納骨できます。
- ⑥ 一旦納骨されたご遺骨は如何なる理由があってもお返しできません。  
（個別納骨中のご遺骨はこの限りではありません。）
- ⑦ 毎月「月例供養会」（1月は休会）、年1回「総供養会」を勤めます。
- ⑧ 個別の法事やご供養については施主と相談の上お勤めします。

## ■冥加料について

- ① 永代供養料・個別納骨料は別途定めます
- ② 一旦納入された冥加料・個別納骨料は理由の如何を問わずお返しできません。

## ■結縁者芳名板・個別墓碑について

- ① 結縁者芳名板は当寺指定の材質及び大きさのものに限ります。制限内の字数であれば刻字内容は自由です。
- ② 個別墓碑は当寺指定の材質、形状のものに限ります。刻字内容は自由です。

## ■その他

- ① 当靈廟の使用権を他人に譲渡・転貸することはできません。
- ② この規約に違背したり、和を乱す行為があったと当寺が判断した場合は承認を取り消し、結縁碑芳名板や個別墓碑を撤去することがあります。
- ③ 個別納骨の生前申込者が12年以上音信不通の場合は、承認を取り消し個別墓碑を撤去することがあります。
- ④ 天変地異など不可抗力による事故や損害について当寺は責任を負いません。
- ⑤ ここに定めのない事柄については関係諸法規に基づき、相談の上解決します。
- ⑥ 本規約は予告なく変更することがあります。

以上

(2019年11月改訂)